

# 大津市社会福祉協議会アカウント運用ポリシー

社会福祉法人 大津市社会福祉協議会（以下、「大津市社協」と略す）は、情報発信ツールの一つとしてソーシャルメディアを活用することにより、大津市社会福祉協議会に関する様々な情報をより多くの皆さまにお届けすることを目的に、公式 Facebook、Twitter を開設します。当ページを通じて情報発信を行うにあたり、当ページの運用方針を以下の通り定めます。

## 1. アカウント情報

### (1) アカウント名

社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

### (2) Facebook アドレス

<https://www.facebook.com/大津市社会福祉協議会-1678135479166989/>

### (3) Twitter アドレス

<https://twitter.com/otsushakyo>

## 2. 提供主体

### (1) 組織名称

大津市社会福祉協議会

### (2) 運用管理責任者

大津市社会福祉協議会事務局長

### (3) 投稿者

大津市社会福祉協議会職員

## 3. 提供内容

- ・大津市社協の事業に関する情報
- ・大津市内の地域福祉に関する情報
- ・共同募金に関する情報
- ・ボランティア活動情報
- ・災害ボランティアセンターの情報

## 4. 運用時間

運用時間は、原則として執務時間内（祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分）において、不定期に投稿します。

## 5. 投稿コメントへの応答方針

当ページの利用者からのコメントなどへの対応は、義務付けされているものではありませんので、あらかじめご了承ください。

## 6. 免責事項

- (1) 利用者の閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めないなど、閲覧について支障が出る場合や、**Facebook** や **Twitter**、その他サービスに起因するサービスの停止・不具合などについて、一切責任を負いません。
- (2) 掲載する情報の正確さについては、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- (3) 当ページを利用することで、または利用できなかったことで生じた直接・間接的な損失について、大津市社協は一切責任を負いません。
- (4) 当ページに関連して、利用者間もしくは利用者と第三者のトラブルが発生したとしても、大津市社協は一切責任を負いません。
- (5) **Facebook** や **Twitter** の仕様で広告が表示されることがありますが、広告内容と大津市社会福祉協議会とは無関係です。広告に関してトラブルが発生したとしても、大津市社協は一切責任を負いません。
- (6) 当ページの内容は予告なく変更することがあります。
- (7) 予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または中止する場合があります。

## 7. 禁止事項

利用者が当ページにコメントする場合、下記事項に含まれるコメントを禁止します。

下記事項に該当すると判断した場合は、事前の通告なく、コメントの削除、利用制限などを行う場合があります。

- (1) 法令などに違反する内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 人権侵害となる内容
- (4) 大津市社協または第三者を誹謗、中傷し、名誉もしくは信用を傷つける内容
- (5) 営業活動、政治的活動、宗教的活動、営利を目的としたもの、またはこれらに類似する内容
- (6) 著作権、商標権、肖像権などの大津市社協または第三者の権利を侵害する恐れのある内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏洩する内容
- (8) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (9) 当ページの掲載内容と関係のない内容
- (10) 他者になりすますなど虚偽や事実誤認を含む内容

- (11) Facebook 及び Twitter が定める不正行為に該当するもの
- (12) その他ページ運営者が不適切と判断した内容

## 8. 著作権

- (1) 当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は天津市社協またはその原作者に帰属します。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び Facebook ページ上で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 9. 個人情報の取り扱い・保護

当ページで取り扱う個人情報の収集・利用・管理については、天津市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱います。

## 10. その他

その他この運用ポリシーの実施について必要な事項は、天津市社協会長が別に定めず。

## 附則

この運用ポリシーは、平成 29 年 2 月 1 日から施行します。